

第7回 埼玉県県南中央・県南西部・県北交通圏合同タクシー特定地域協議会 議事概要

平成24年12月20日（木）
14:00～16:15
さいたま共済会館

1. 開会宣言（事務局より）

2. 要綱改正について

県南中央交通圏、県南西部交通圏及び県北交通圏の特定地域再指定に伴う変更及び構成員の組織変更等による設置要綱改正案について、事務局から資料2をもとに説明し、また、本日欠席の委員に資料を事前送付しており、意見等はいただいている旨を説明し諮ったところ、異議なく承認された。

3. 会長選出について

前会長の鈴木支局長が異動のため不在となったことから、会長選出について説明。事務局から新会長について小西支局長を会長へと提案し諮ったところ、異議なく承認された。

4. 事務局長選出について

小西会長が小谷埼玉県タクシー協会会長を事務局長に指名した。

5. 議事

- (1) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に係る3年間の取り組みの検証とそれに基づく総括について、事務局から資料3及び資料5について説明。主な質疑応答、意見等は次のとおり。

【茅島委員（長野代理）】

- ・年末の警戒を行っているところだが、道路上の寝込み事故や高齢者の死亡事故が非常に多い。雨の日や夜間等に運転する際には特に気をつけてほしい。県内の人身事故の件数自体は減っているが、死者数は本日時点で全国3位となっており依然として多い状況にある。

【石田委員（大鷲代理）】

- ・タクシー運転手の平均賃金は産業全体と比較し低いと言われている。多く稼がなければと思い無理をしてしまうと、長時間労働になり、事故につながってしまう。年末年始は人が動く時期だと思うが、過重労働にならないように注意してほしい。

【吉田委員】

- ・埼玉県内のタクシー運転者のほとんどは歩合給の賃金形態である。事務局より日車営収が上がったとの説明があったが、実際に賃金は改善していないのではないか。

【事務局】

- ・明確な資料を示して説明することができないが、タクシー乗務員は歩合制賃金が一般的であるが、日車営収（1人の乗務員が1日乗務した際の売上げ）の平均が前年同月を上回っているというのであれば、方向としては決して悪化はしておらず、良い方向であるのではと考える。また、後ほど説明するが、減休車等で利用者等からタクシーが足りていない等の苦情や事故等が増加していないというのであれば、この適正化・活性化の取組の方向性は決して間違っていないと考えます。

【佐野委員】

- ・十分な改善がみられていない点について、事業者として努力が足りていないと反省するところである。規制緩和にともなう車両増、利用者の減少、リーマンショック、運転代行業等、様々な要因が考えられるが、これまで協議会の場では解明されてこなかった。適正化については、適正と考えられる車両数との乖離は大きく、達成率は低く見えると思うが、個別の事業者としては1台でも身を切らなければできないことであり、個人の感想を言えばよくここまで協力し達成できたという気持ちである。全く減らさない事業者がいるという不公平感をどう是正していくかが、これからの課題になるのではないかと。活性化については、新たなビジネスモデルを模索している。新たな営業形態にチャレンジしていくべきである。

【岩崎委員】

- ・県南西部交通圏では9.7%程度減車を行い、規制緩和前の車両数を下回る水準になった。適正と考えられる車両数との乖離率は県内で最も小さいが、地域公共交通としてサービスを維持していくために必要な経営の強化や労働条件の改善につながるような目に見える効果は出ていない。原因は様々あると思うが、協力が不十分と思われる者が存在することで、積極性が生まれにくい状況が生じていることがあるのではないかと。事業規模や増減車の状況、乗務員の状況など、各事業者で様々な主張があるが、少なくとも正直者が馬鹿をみないというような明確な姿勢や委員の皆様の共通認識が必要であると考える。

【新井委員】

- ・適正化と活性化をすすめる中で、乗務員の待遇改善をしていくという目的ではあるが、検証の結果、改善傾向は不十分であると思われる。県北交通圏は、もともと小規模事業者が多く車両が少ないため、適正と考えられる車両数に近づけるべく、減休車を行うことは事業者にとって大変な苦勞であることから、減休車を実施した事業者と実施しない事業者との間で不公平感がある。活性化については、デマンドタクシーや高齢者に対するタクシー券の補助等、色々な方法で協力していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。

【川口委員（山田代理）】

- ・新たなビジネスモデルをつくっていくことが課題。コミュニティバスが浸透したが利用人数が少ないという指摘も多く、これを打開するためにデマンド交通の導入を検討する自治体も多い。県民の立場としては、多様なものがあつ

た方が良いと思う。今後、少しでも成功例が出てくれば色々な取り組みが出来るのではないか。

【高橋委員】

- ・加須市では、10月1日からタクシー事業者の協力を受けて、デマンド型のタクシーを含めた新しいコミュニティバスの運行を開始した。行政は補助金を支出し財政支援を行い、地元タクシー事業者3者とバス事業者1者とで運行している。デマンドタクシー車両は5台あり、1回300円の利用料金で市民の利用が進んでいるところ。今後もよりよい制度を目指していきたい。

【根本委員】

- ・働く運転手は景気によって収入が左右され、他産業と格差がついているが、これは運転手にとって切実な問題である。県南中央交通圏だけを見ても、70者中11者が0%の減車率となっている。支局もヒアリングを行っていると思うが、事業者間で不公平感があるので、この点を何とかしてほしい。

【小西会長】

- ・資料3『IV. 3年間の取り組みの総括』について、各委員に諮ったところ異議なく了承された。

(2)『今後の取り組みの方向性（各交通圏タクシー特定地域協議会地域計画の一部改正）』について、事務局から内容を説明。主な意見等は次のとおり。

【小西会長】

- ・これまでタクシー事業については、適正化事業を中心に推進してきたが、今後の方向性としては「引き続き適正化を進めることを前提に、活性化についても力を入れ、この両輪で目標に向かって更なる推進をはかる」ということである。活性化方策については、現在取り組んでいる事項について更なる深度化をはかり、新たな事項に取り組み、また、地域計画にない新たなメニューを検討していく事が重要と考える。

【吉田委員】

- ・3年前の適正と考えられる車両数のままになっているが、今般の再指定により新たに今の車両数で計算した数値は示さないのか。

【事務局】

- ・3年前に示した適正と考えられる車両数であるが、先ほど説明したとおり適正車両数は、いまだ達成されていない状況であるので新たに示していない。これは埼玉県だけではなく、関東運輸局管内の再指定された各地域においても示していない。

【小谷事務局長】

- ・私たちタクシー事業者にとって、減休車の問題は、切実な問題であると考えている。本日お集まりの委員の皆様には、タクシー事業の活性化に向かって、地区や市町村で交通関係・福祉関係でタクシー事業者に声をかけて頂きたいとお願いしたい。

本日、この協議会の中で適正化・活性化の両輪を主として、これからも、地域公共交通機関として、地域の皆さんの役にたつような色々な取組を考えやっていきたいと思う。活性化についても、いろいろな事例が出たが、直ぐ、それが成功につながるというものではない。私も「子育てタクシー」等をやっているが、やはり1年2年3年と年数がいかないと、成果は広がってこない。

【小西会長】

- ・地域計画について、若干の字句等の修正が必要な部分については会長に一任し一部改正することについて、各委員に諮ったところ異議なく了承された。
- ・本日皆様にいただいたご意見を精査した上で、改正を行いたい。後ほど事務局より確定した段階で改正地域計画を送付します。

【小谷事務局長】

- ・次回の協議会については、日程が決まり次第改めてご連絡します。

6. 配付資料

- 資料1 特定地域再指定に係る状況
- 資料2-1 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）
- 資料2-2 埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）
- 資料2-3 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（改正案）
- 資料3 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に係る3年間の取組みの検証
- 資料4-1 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（改正案）
- 資料4-2 埼玉県県南西部交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（改正案）
- 資料4-3 埼玉県県北交通圏タクシー特定地域協議会地域計画（改正案）
- 資料5-1 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況（県南中央交通圏）
- 資料5-2 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況（県南西部交通圏）
- 資料5-3 特定事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況（県北交通圏）

以上